

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年12月28日

【会社名】 株式会社両毛システムズ

【英訳名】 RYOMO SYSTEMS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 秋 山 力

【本店の所在の場所】 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地

【電話番号】 0277 (53) 3131 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 上 原 修 二

【最寄りの連絡場所】 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地

【電話番号】 0277 (53) 3131 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 上 原 修 二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社に対して訴訟が提起されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟が提起された年月日等

訴訟提起日 平成30年10月26日
訴状送達日 平成30年11月15日

(2) 当該訴訟を提起した者（原告）の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社オービス総研
所 在 地 大阪府大阪市西区千代崎3丁目南2番37号
代表者の氏名 代表取締役社長 西岡 信也

(3) 当該訴訟の内容及び請求金額

訴訟の内容 報酬請求及び損害賠償請求訴訟
請求金額 34億952万164円並びにこれに対する遅延損害金

(4) 訴訟に至った経緯

原告は、原告が訴外エンドユーザから受注し、当社に対して発注した、電力自由化に向けた、訴外エンドユーザのシステム開発プロジェクトに関し、当社が開発したシステムに瑕疵があることを理由とする債務不履行等に基づく損害賠償の支払い、原告がこれに関する当社の業務を支援したことを理由とする商法512条に基づく報酬の請求及び上記に対する遅延損害金の支払い等を求める訴えを提起したものです。

(5) 今後の見通し

当社といたしましては、訴訟手続きにおいて、当社の正当性が全面的に受け容れられるよう主張し争う方針です。

本件が、平成31年3月期の当社グループ連結業績に与える影響につきましては、現時点で軽微であると認識しておりますが、本訴訟の進捗に応じて、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

以 上